

特集 ● 戦争法廃止、9 条生かす国づくりを

職場・地域から憲法学習会のうねりを

尾林芳匡

はじめに

安保法制（戦争法）反対運動は、わが国の歴史としても空前の規模であったと思われる。この運動は、職場や地域での憲法をめぐる学習会と連動して展開された。筆者は、自治体、教職員、国公、医療、社会福祉、金属、運輸交通など、労働組合と協力した取り組みに参加してきた。そのような立場から本稿では、学習会の特徴や教訓、安保法制（戦争法）廃止を展望する上での今後の課題、労働組合にとっての学習会の重要性や、求められる強化方向について、私見を述べて各方面での議論の素材としたい。

1 安保法制（戦争法）反対運動と学習会

(1) 活発に展開された学習会活動

安保法制（戦争法）反対運動の中で、憲法をめぐる学習会は活発に展開された。自由法曹団や青年法律家協会に所属する弁護士や研究者は、その先頭に立ち、積極的に講師活動を務めた（注1）。

規模を正確に推計することは困難であるが、たとえば、「安保法制」「学習会」で検索しても数十万件以上がヒットする。また筆者の所属する八王子合同法律事務所は、2015 年時点で弁護士 10 名が在籍しているが、2014 年～2015

年にかけて所属弁護士が参加して講師を務めた学習会は優に 300 回以上におよぶ。平均して 1 人の弁護士が 30 回以上は講師を務めたことになる。反対運動に参加した弁護士や研究者の人数を考えれば、学習会の規模は、少なく見積もっても数万件以上にはのぼるであろう。

(2) 法制の意味

学習会の教訓もまた、多面的な評価が可能である。まず、法制の内容や意味を明らかにして参加者が確信を持って反対運動に立ち上がる上で、重要であった。日本が攻撃を受けていない場合の「集団的自衛権」行使、戦闘地域における兵站まで可能にすること、PKO の拡大など、憲法 9 条との関係での制約を取り払う内容は、学習会でも中心的な中身であった。憲法学者、日本弁護士連合会、元内閣法制局長官、元最高裁判事など、法律家の各層から、法制の違憲性を訴える発言がなされた（注2）。

(3) リアルな事実を共有する工夫

学習会の内容としては、戦争に参加するということのリアルな内容を明らかにする努力がなされた。戦後 70 年を経て、リアルな戦争体験を持つ世代は減っているが、被爆者の訴え、従軍慰安婦の訴え、イラク戦争の実態や画像などが、戦争を直接体験しない世代の間で語られ、

戦争への参加を拡大する法制の問題点を理解する上で重要であった。

(4) 共同の広がり

学習会の参加者層としても、この数十年来では画期的な広がりを見せた。運動や学習会の参加者として、各地の労働組合や「9条の会」、革新懇、新日本婦人の会や母親連絡会などは、引き続き大きな役割を果たした。同時に、「SEALDs」の学生や「T-nsSOWL」の高校生、「ママの会」、研究者、宗教者、芸能人まで、共同が広がった。弁護士の強制加入団体である弁護士会も各地で学習会や運動を担い、共同の広がり貢献した。若手の弁護士の「明日の自由を守る若手弁護士の会（あすわか）」も好評を博し、「憲法カフェ」というスタイルで新たな参加者を得た。弁護士のなかに自らの体験を織り込んで個性的に憲法を語る論者も多数登場した（注3）。

2 労働組合と職場・地域の学習会

労働組合の組織と運動にとって、ひとつひとつの学習会を成功させることは、きわめて重要な意義を持っている。

(1) 集会・パレードなど世論喚起の取り組みの上で

労働組合は多数の労働者を組織しており、学習会を通じて法制の違憲性や運動の大義と展望について確信を深めることは、集会やパレードの参加を拡大する上で大きな力となる。

(2) 労働組合・民主団体の組織と個人・メディア

労働組合としての学習会は、個人が呼びかけ

合う方式ではない、労働組合として取り組む独自の意味を明らかにする上でも重要である。

インターネットの発達やSNSの普及により、集会やパレードの参加呼びかけは、個々人から見知らぬ不特定多数に向けて発信されるようになり、しかもこうした手段による呼びかけは、受け手が受けた情報を自らが発信者となって再発信することが容易である（Facebookにおけるshare、twitterにおけるretweet）。SNSによる情報の「拡散」の規模や速度はすさまじいものがある。安保法制（戦争法）反対運動の中で、労働組合や民主団体の呼びかけによることなく集会・パレードに参加した層の少なくない部分が、SNSにより情報を得ていた。SEALDsや「ママの会」の短期間での拡大も、SNSの力によるところが大きい。

SNSによる情報の拡散が、主権者の運動の報道をマスメディアに対して促す力を持ち始めている。原発反対運動でも見られたが、大規模な集会が持たれても、マスメディアは情報の新規性を追求して報道しないことがあるが、SNSによる情報の拡散により、マスメディアの報道を促した。

組織を持たない市民によってSNSが巧みに活用されるようになった現代において、労働組合の役割と存在意義も、より高い次元で問われる。労働組合が自らの政策や運動方針を持ち、機関紙を組合員に配布し、産別や地域や職場で集会を開いて討議し、組合費で専従者を配置して活動を進めることで、労働組合としての課題の独自の意義を明らかにすることでこそ、存在意義を明らかにできる。

(3) 組合員の成長

労働組合の組織の前進は、究極のところ、労

働組合の政策や運動方針に沿って組合員が成長していけるにかかっている。学習会や討論・対話を通じて、労働者が組合に加入し、組合員が執行委員などのより積極的な役割を自覚的に果たすようになり、組合執行部がより全国的・長期的視野を持って確信を持って組合組織や組合員をけん引できるように成長していくことこそ、学習会の大きな意義である。その意味で、労働組合の組織の維持や強化と発展の上で、学習会は欠くことができない。

3 学習会と労働組合の民主的強化

(1) 安保法制（戦争法）廃止の展望

世論調査によっても多数の国民が安保法制（戦争法）に反対であり、ここに廃止の展望がある。しかし、この展望を現実のものとするためには、廃止に賛同する議員が国会の多数をしめる必要がある。そして、衆議院の小選挙区制や参議院の1人区を考えると、現在の選挙制度のもとでは、自民党が圧倒的に有利であり、これに対抗する運動と野党の共同が必要不可欠である。しかし、共同の実現には、共同を妨害する動きとの闘争が必要である（注4）。

(2) 労働組合のかかげる組合員共通の要求との関係

労働組合の政策や運動方針は、安保法制（戦争法）廃止の展望とどのような関係にあるか。しばしば、労働組合の共通の要求としてかけられている職場の要求と、いわゆる政治課題とは分離され、安保法制（戦争法）をめぐる課題は相対的に独立した課題としてかけられる。

しかし今日それぞれの労働組合が組合員の共通の要求としてかけられる要求の実現の道筋として、政治の優先課題を安保法制（戦争法）や財

界支援から国民の生活と福祉に切り替えることが必要不可欠である。職場の要求が鋭く政治の影響を受け、政治の転換なしには職場の要求の前進が困難であることこそ、いま力を入れて具体的に学び、討議すべきではないだろうか。数例をあげる。

①労働法制・企業法制

ひきつづき狙われる労働法制改悪が実現すれば、あらゆる業種で、残業代ゼロ法による時間外手当の削減と過労死の蔓延、解雇の金銭解決制度により解雇自由がもたらされる。純粋持ち株会社の解禁や会社分割制度は、労働者の雇用と労働条件に対する資本の責任回避の手段として立法された。電機産業などで、大規模なリストラに悪用されている（注5）。

②公務

安保法制（戦争法）は、公務労働者に戦争遂行への協力を強いる。国民の生活と人権の保障を本来の職責とする立場から、「赤紙を配らない」「教え子を戦場に送らない」「白衣を戦争の血で汚さない」などのスローガンが呼びかけられてきた。空港・港湾・道路・公園その他公共施設の管理や政府調達なども、戦争への協力が民生への奉仕かが問われる。加えて、およそ公務は福祉施策を担うが、海外の戦争への参加の拡大は不可避免的に軍事費の激増と福祉施策の財源の縮減をもたらし、公務職場の体制や人件費も縮減される。公務職場に広がる非正規労働者の正規化もさらに困難になる（注6）（注7）。

③医療・社会福祉

医療・社会福祉は本来、それ自体としては収益性が乏しく、国・地方自治体などの政府部門と非営利法人が担ってきた。市場化・営利化が追求されているが、医療・社会福祉の企業化は、担い手を非正規労働におきかえることによって

大企業に新たなビジネスチャンスを提供するものとなっている。貧困な財政政策と少なくない部分で杜撰な経営も広がっており、安保法制（戦争法）による軍事費の激増は、医療・社会福祉の財源の削減を通してサービスの質の低下と労働者の権利・労働条件の低下をもたらす。

④陸運・交通

陸運業界は、やはり安保法制（戦争法）によって動員される可能性がある。産業固有の要求として、製造業大手と物流大手の利益の確保のために、中小運送事業者の単価や労働者の権利・労働条件にしわ寄せがされ、長時間不規則労働や過労を原因とする事故・労災が広がっている（注8）。要求の実現には、適正な労働時間で生活できる賃金を得られるだけの規制を、製造業大手や物流大手におよぼす以外にはなく、やはり政治と法の力が必要である。

（3）要求実現のみちすじとしての共同

以上のように、安保法制（戦争法）を廃止してこそ、各分野の労働者は、戦争への協力のためではなく国民の安全や福祉への奉仕のためにはたらくことができるし、職場や労働条件の改善の財源の確保の条件もつくりだすことができる。この点を学び討議し運動方針が具体化されるとき、国政と地域レベルでの政治変革のための共同に、労働組合が自らの要求実現のために取り組む方針が真の意味で確立するであろう。

（4）労働組合の組織強化の課題の意味

国政や地域での政治変革の上で、安保法制（戦争法）の廃止を含む政治課題を、労働組合としての共通の要求との関係で具体的な方針として確立した組織が、その数においても質においても強化されることが、決定的に重要である。

このような組織が強化されてこそ、共同を妨害する動きとの闘争が前進する。組織の強化は、組合員数、組織数、役員体制、機関紙の内容など、いくつかの指標ではかられる。運動上の役割の重要性に比して、組織の強化が遅れている点は、わが国の労働運動の現時点での弱点であろう。運動や集会参加について、役員や幹部が請け負う傾向もみられる。安保法制（戦争法）廃止の学習運動と結合して、共通の要求と政治課題との関係を具体的に積み重ね、組合組織の強化に結び付けることが、焦眉の課題である。

SNSなどで市民が集会などに参加することには積極的な意義があるが、他方で労働組合の役割も問われる。組織と財政と役員体制を持ち、機関紙を定期発行する労働組合は、日常的に労働者を啓発する条件を有しており、労働組合としての会議その他の日常活動や機関紙活動が、労働者の政治意識を育てることに向けて系統的に取り組まれているか、検証が必要である。逆に労働組合の組織活動の強化の上で、SNSなどの双方向の活用は、より積極的な位置づけが期待される。

（5）組織強化の試みの視点

職場での学習と討議を含め、組織強化も、組合員総体の取り組みにする以外に、特効薬はないであろう。この際、産業別組織は業種ごとの政策や組織建設・運動の蓄積や役員体制の確立と機関紙発行などで、かけがえのない重要な役割を持つ。他方で、各地の運動と、労働相談の掘り起しや地域宣伝等の団体行動権を活用した権利救済で、地域組織の役割はさらに光が当てられてよい。「ブラック企業」の深刻化のもとで、地域での労働相談を通じて新しい労働組合

を結成し、地域組織だけでなく産業別組織にも結集を強めていく条件が広がっている。産別と地域との連携・相互協力の強化は、工夫によって改善できる方策のひとつである（注9）。

終わりに

安保法制（戦争法）反対運動の高揚は、労働運動と組織の強化の条件も広げている。学習会のうねりの中で、労働組合としての役割と具体的な政治課題への要求をつかみ、運動と組織の新たな飛躍が期待される。

（おばやし よしまさ・弁護士）

（注1）法律家の取り組みは、『法と民主主義』特集『戦後70年』の夏・法律家のたたかいー軌跡と展望（NO.502・2015年10月）等を参照。

（注2）違憲の見解をまとめたものとして、前掲（注1）所収の清水雅彦「戦争法案反対運動の中での憲法研究者の行動・取組の成果と課題」等を参照。

（注3）明日の自由を守る若手弁護士の会（あすわか）の取り組みは、<http://www.asuno-jiyuu.com/> 参照。個性的な訴えは多彩であるが、数例として、川口創『立憲主義の破壊』に抗う（2014年）、金杉美和「まだ気づいていないあなたと語る セキララ憲法」（2015年）、飯田美弥子「八法亭みややっこの憲法嘶」（2014年）等を参照。

（注4）周知の通り、日本共産党の「戦争法廃止の国民連合政府」の提案（2015年9月19日）については、賛同が広がる一方で、「岡田氏『民共政府』拒否、選挙協力は模索継続」（読売新聞2015年10月30日付）など、実現を妨げる報道も目立つ。

（注5）会社分割をめぐる争議として、日本アイ・ビー・エム事件（東京高判平成20年6月26

日・労働判例963号16頁）等がある。

（注6）安倍政権誕生後、防衛予算が急増している（時事通信2013年12月24日http://www.jiji.com/jc/graphics?p=ve_pol_yosanzaizei20131224j-02-w310）。

（注7）公務の民営化や縮小については、尾林芳匡「新自治体民営化と公共サービスの質」（2008年）、城塚健之他「これでいいのか自治体アウトソーシング」（2015年）等を参照。この点については、2015年NPT再検討会議の際の労働組合シンポジウムにおける全米反戦労働者連盟（U.S.Labor Against the War <http://uslaboragainstawar.org/>）の発言からも示唆を得た。

（注8）田口運送事件・横浜地裁相模原支部平成26年4月24日判決（判例時報2233号141頁）等参照。

（注9）こうした取り組みの例として、伊澤明他「こちら労働相談所ーもう泣き寝入りはしない」（2013年）等を参照。